

高齢社会において信託ができること

三井住友信託銀行業務部 吉田 安廣

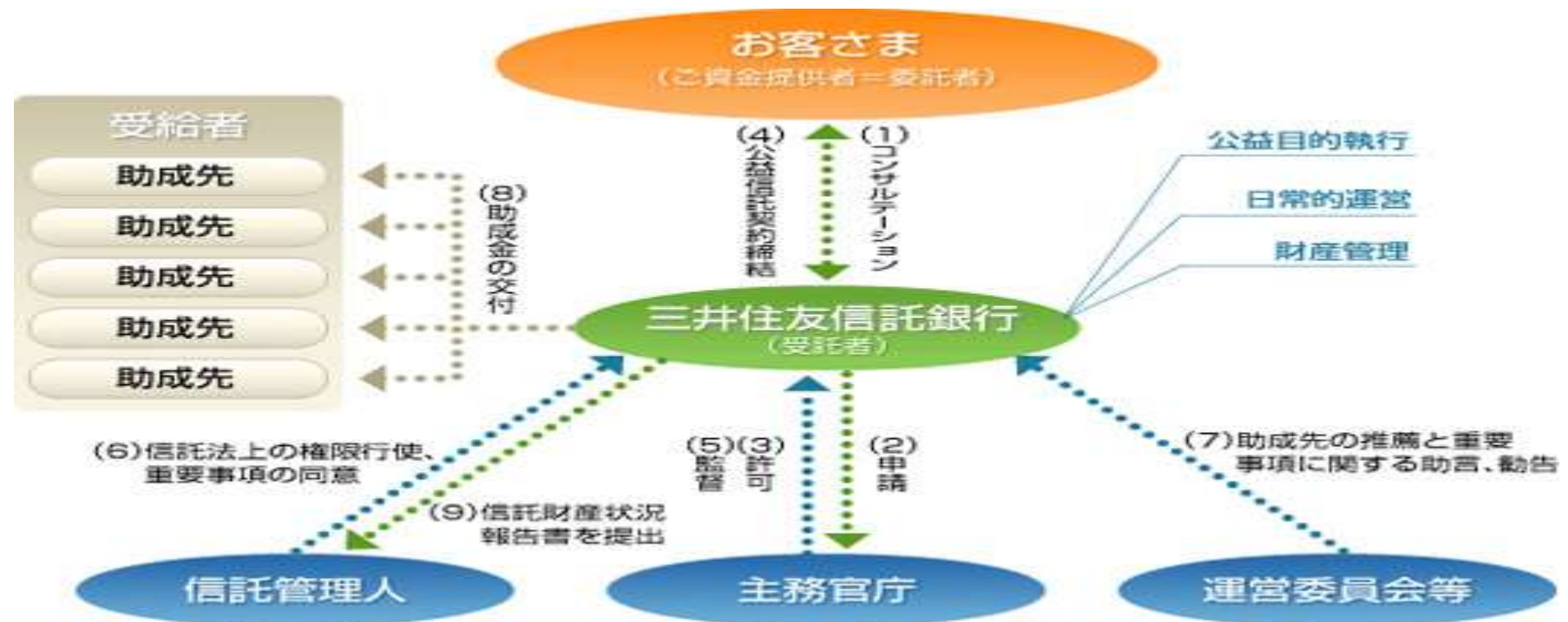
はじめに：信託の一例（公益信託）

「公益信託」とは、

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

公益信託は、奨学金の支給をはじめ、自然科学・人文科学研究への助成、自然環境保護活動への助成、さらには国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

<スキーム>



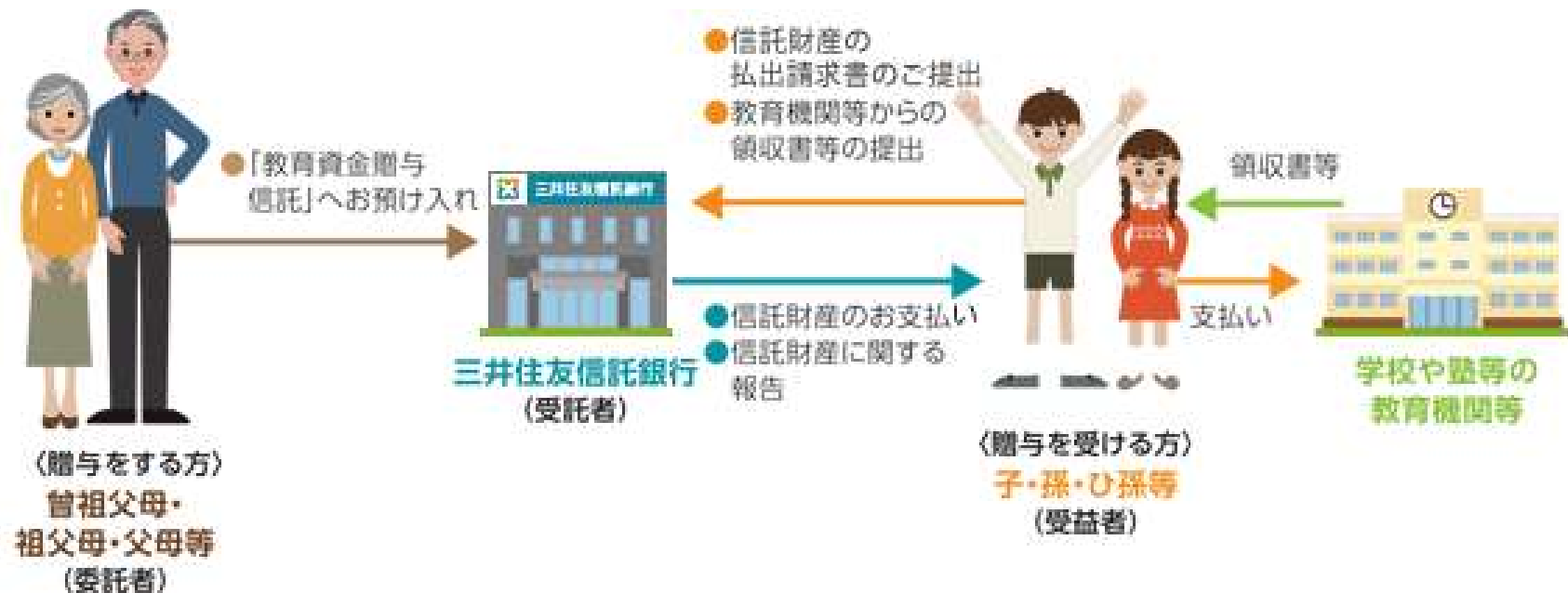
信託の一例（教育資金贈与信託）

「教育資金贈与信託」とは、

高齢者が保有する資産の世代間資産移転を通じた消費の活性化、人材育成の充実を目的とした税制上の特別措置に基づいて創設された信託です。

教育資金贈与信託は、孫等〔受益者〕の教育資金として祖父母等〔委託者〕が信託銀行等〔受託者〕に金銭等を信託した場合に、1,500万円を限度として贈与税が非課税となります。

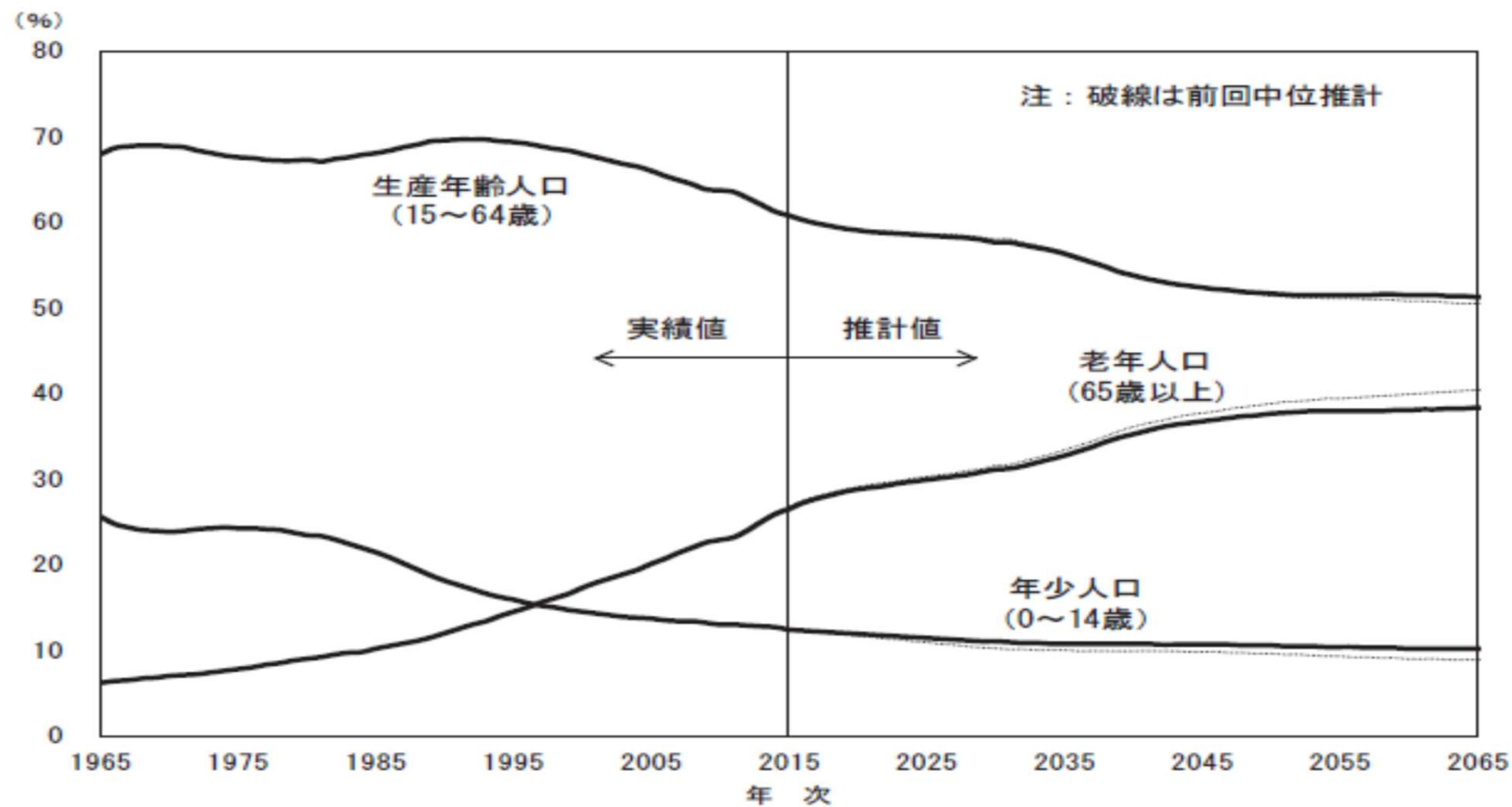
<スキーム>



高齢化の状況（人口割合の推移）

・老年人口の占める割合は増加基調

年齢3区分別人口割合の推移

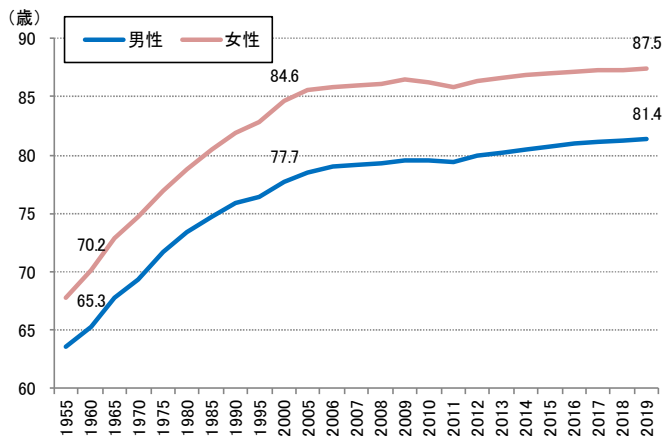


国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」より

長寿化の状況

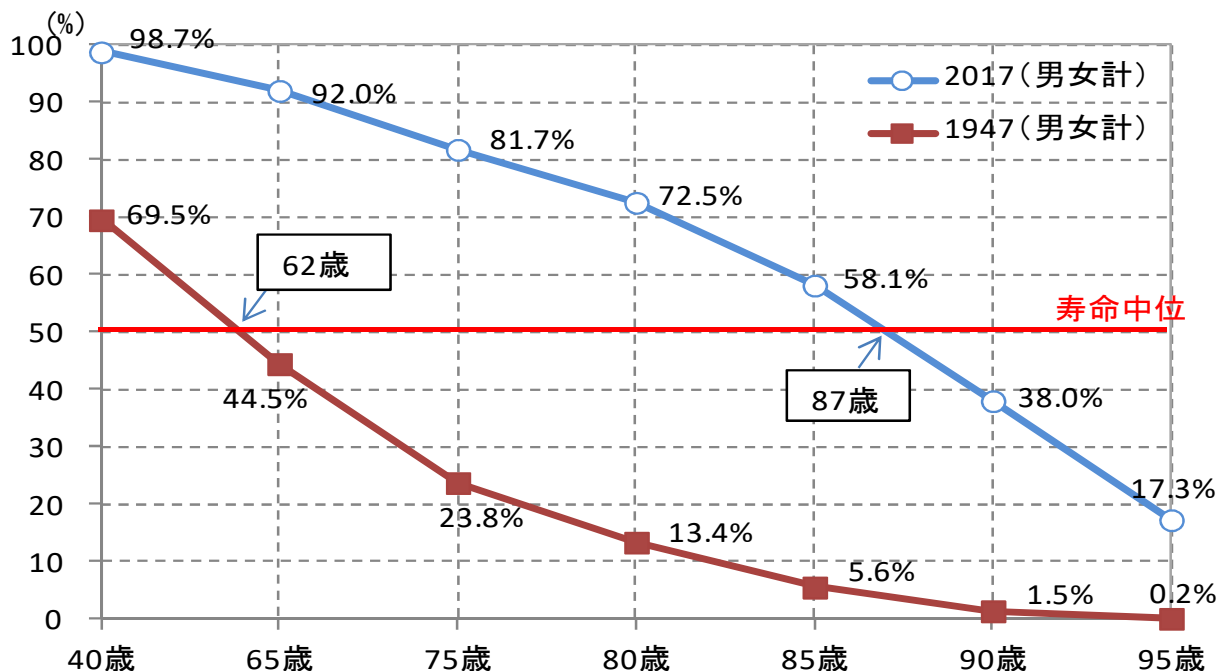
- ・団塊の世代が生まれた頃は「人生60年」。
- ・今や、2人に1人は87歳まで生きる時代。「人生100年」時代も遠くない。

日本人の平均寿命の推移



(資料)厚生労働省「生命表」などより三井住友信託銀行調査部作成

生存率の変化(1947年→2017年)

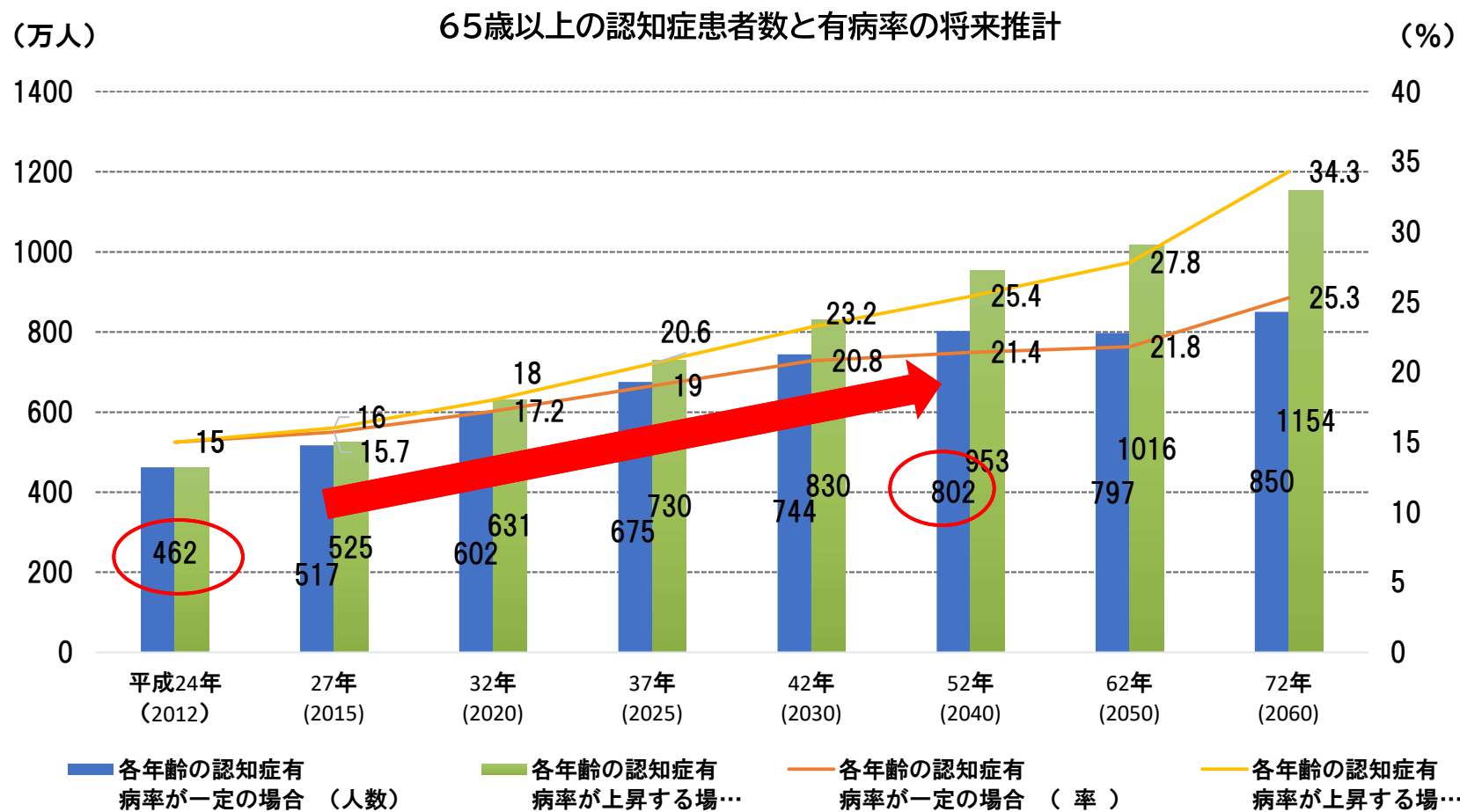


(注)生存率とは、各年齢においてどの程度生存しているのかを示したもの。
半数(50%)が生存している年齢を寿命中位といい、寿命中位の方が平均寿命よりやや長い(+3歳)とされる。

(資料)厚生労働省「平成29年簡易生命表」

6 5歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計

・65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計についてみると、2012年には認知症患者数462万人でしたが、2040年には約800万人に増加すると見込まれています

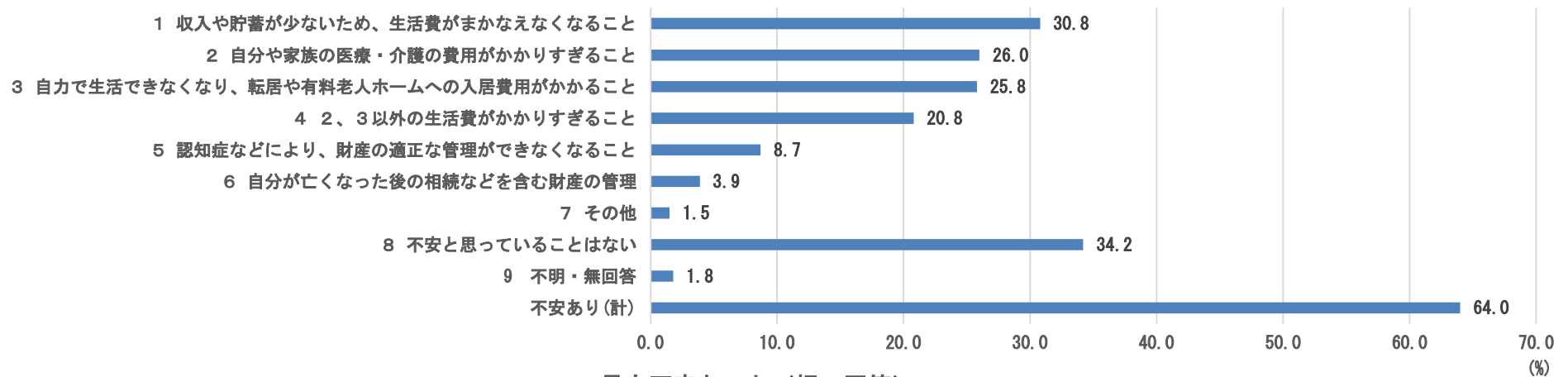


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より内閣府作成（平成28年版高齢社会白書より抜粋）

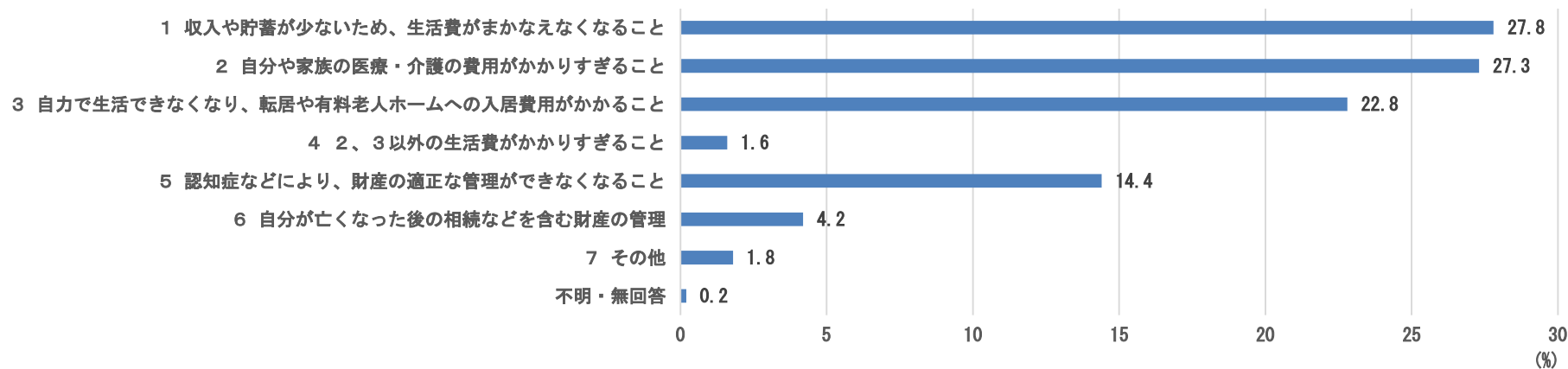
高齢者の経済的不安

・経済面での不安は、将来の支出に対するものが最も大きいですが、認知症などによる財産管理への不安、自分が亡くなった後の相続などへの不安もあります

経済面で不安なこと（複数回答）

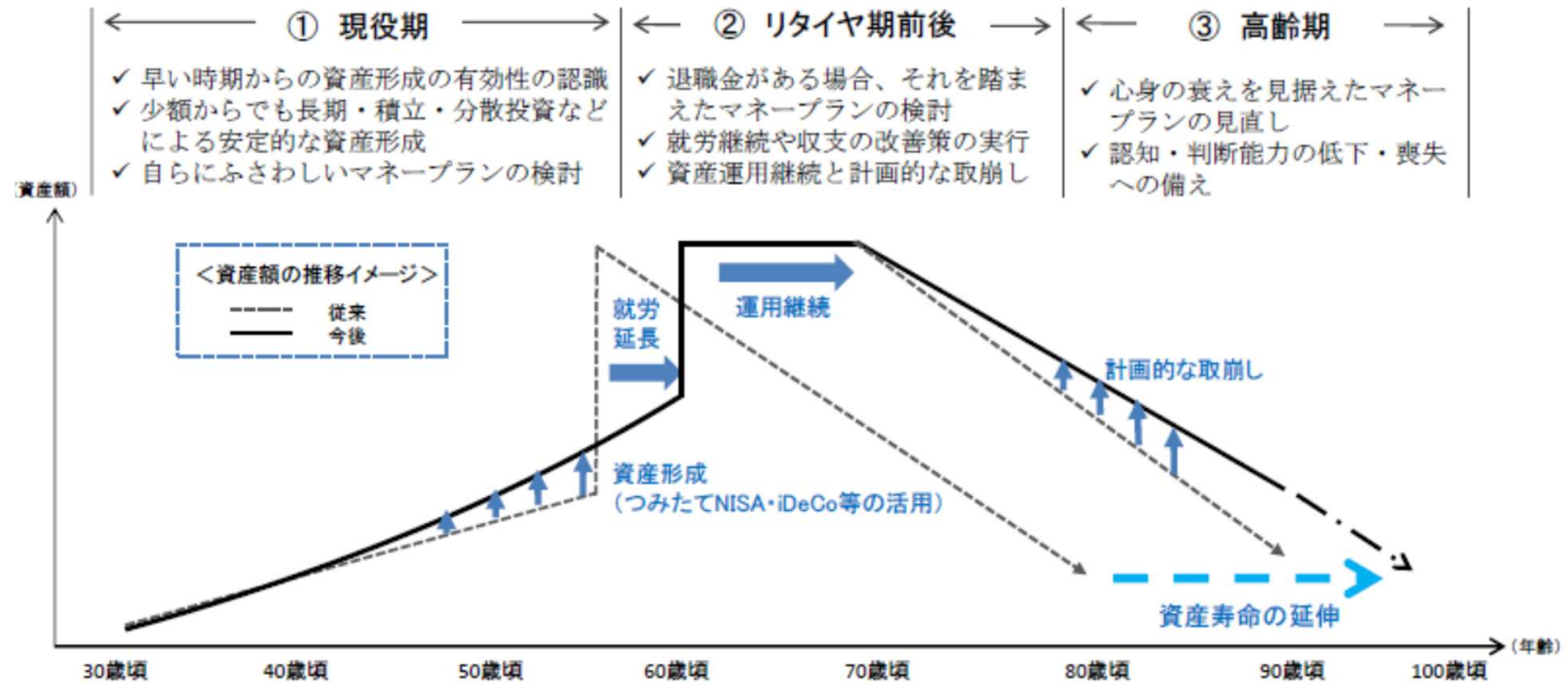


最も不安なこと（択一回答）



内閣府「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査結果(概要版)」より

高齢社会における資産形成・管理



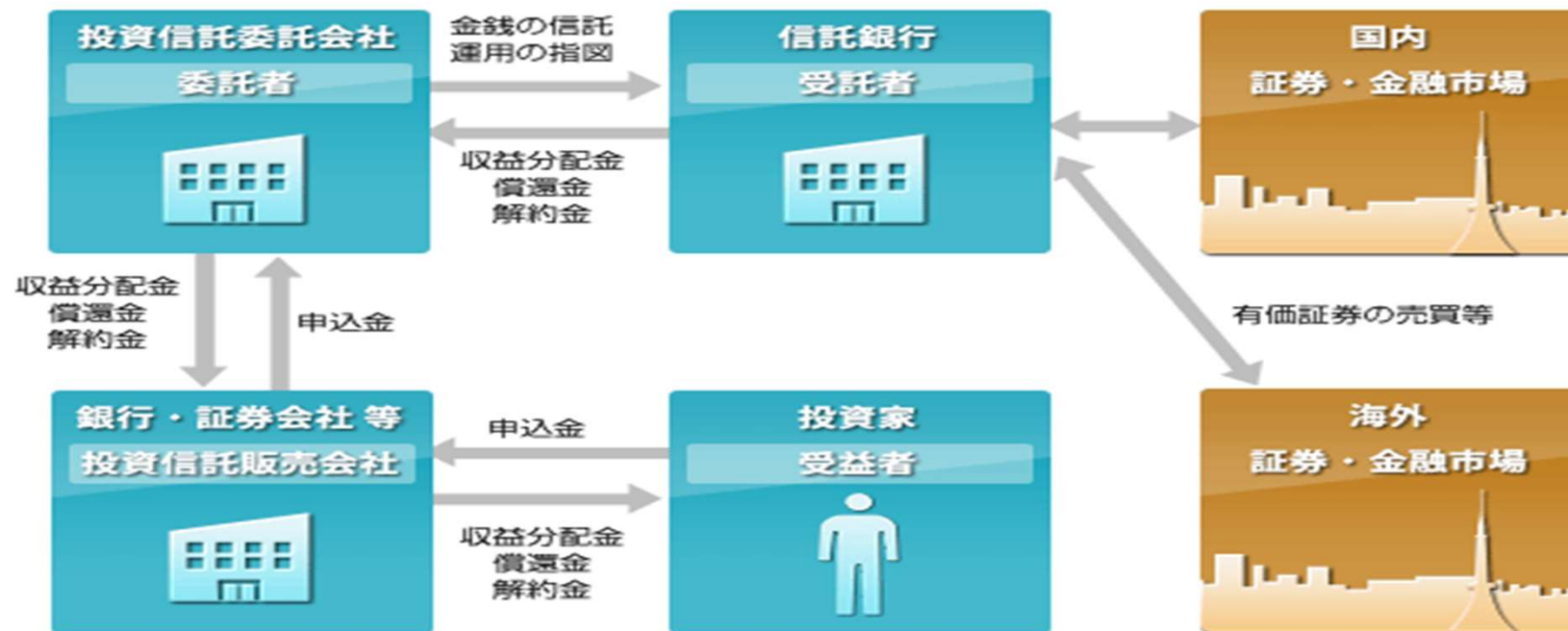
2019.6.3 金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」の概要を一部加工

資産形成・管理の仕組み①（証券投資信託）

「証券投資信託」とは、

多くの投資家から集められた資金を一つにまとめ、運用の専門機関（投資信託委託会社）が、国内外の証券・金融市場にて運用し、その成果を投資家に還元する金融商品です。信託銀行は、投資信託委託会社と信託契約を締結し、投資家から集められた資金を信託財産として、安全に保管・管理を行っています。また、投資信託の販売会社として、投資家の資産運用のご相談に応じています。

（仕組み図）



資産形成・管理の仕組み②（確定給付型企業年金）

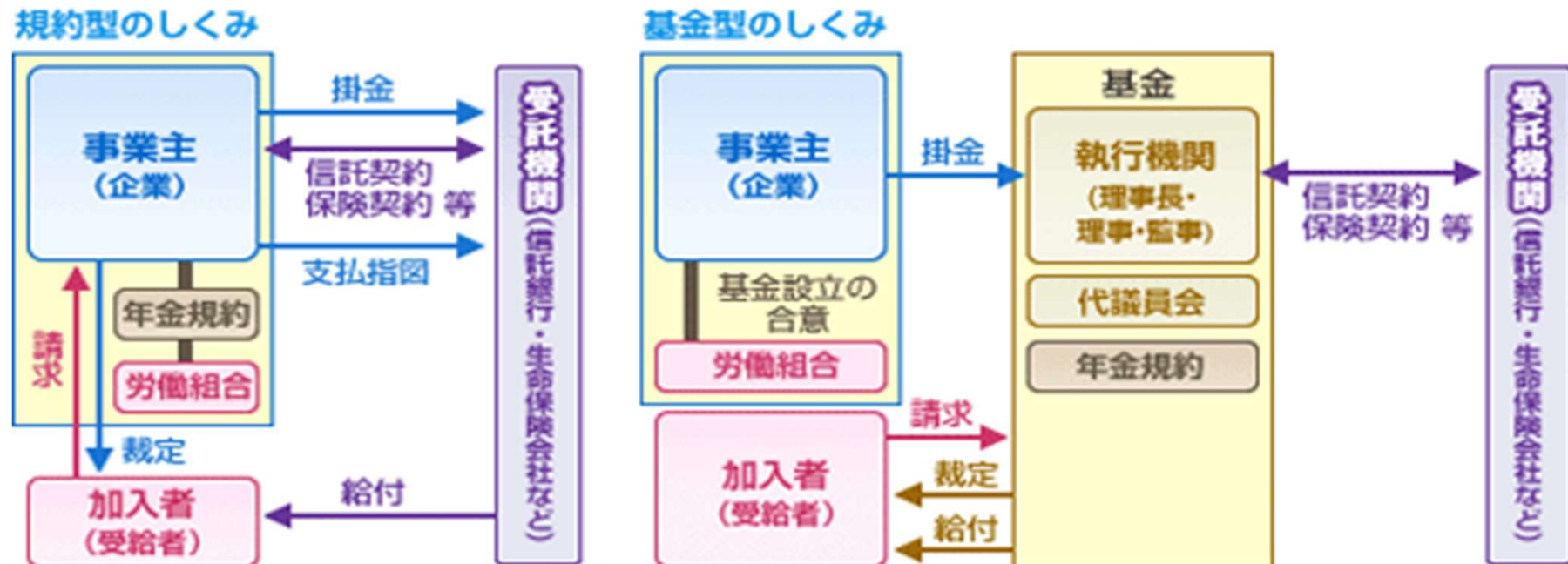
「確定給付型企業年金」とは、

確定給付企業年金法に基づいて実施される企業年金制度であり、規約型企業年金と基金型企業年金の2種類に分かれます。

規約型は、事業主が従業員の同意を得て、制度内容を定めた年金規約に基づき、掛金を外部に拠出することにより、その年金資産を管理・運用し、年金給付を行うものをいいます。

また、基金型は、事業主が従業員の同意を得て、別法人として設立された企業年金基金が、制度内容を定めた年金規約に基づき、年金資産を管理運用するものをいいます。

信託銀行は受託機関として年金資産の管理・運用や年金の給付事務などを担っています。

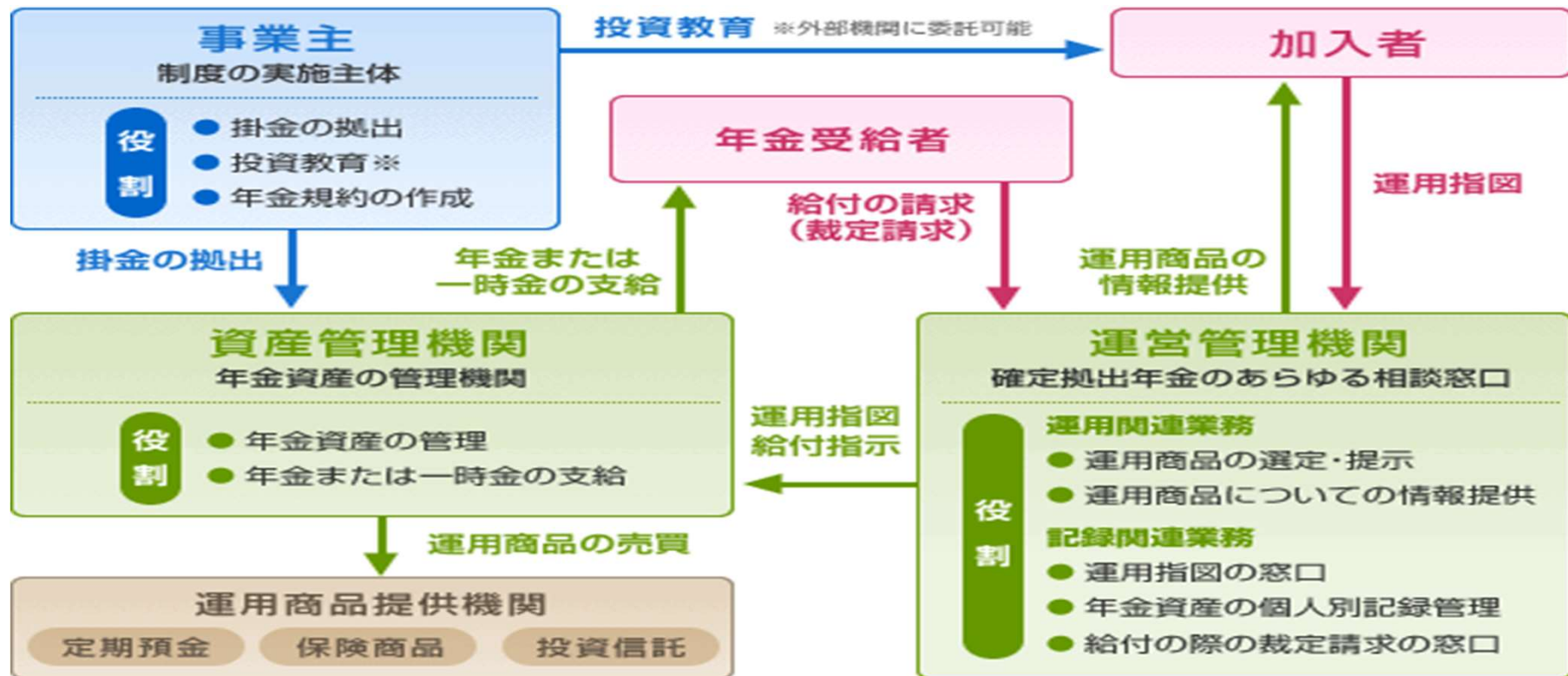


資産形成・管理の仕組み③（確定拠出年金）

「確定拠出年金」とは、

確定拠出年金法に基づいた年金制度です。拠出額があらかじめ決定されており、将来受け取る年金や一時金等の給付額が、個人ごとの運用実績に応じて変動します。年金資産の運用は、加入者が自己責任で行うこととなります。

企業が実施し企業が掛金を拠出する「企業型」と、個人が任意で加入し個人が掛金を拠出する「個人型」の2種類があります。信託銀行は受託機関として年金資産の管理・運用や年金の給付事務などを担っています。



意思能力減退に対応する仕組み①（特約付指定金銭信託（「100年パスポート」））

将来の認知症や健康の不安に対して、信頼できる手続代理人をあらかじめ指定することで、備えることができる「まかせの支払機能」を中心に、さまざまな場面での安心を提供。非金融サービスの拡充により「楽しみ」にも着目



ワンパッケージのえらべる4つの機能

① ねんきん受取機能 金額指定 □口座指定	日々の生活費を月1回、定期的にお受け取りいただけます。充実した暮らしのための支出や生前贈与などに幅広く活用できます。	つかう
② 防犯あんしん機能 同意者指定	年間16,000件*にのぼる特殊詐欺被害などに備えて、 お支払いの際の同意者 をあらかじめ指定できます。	まもる
③ まかせの支払機能 金額指定 □口座指定 手続代理人指定 □同意者指定	健康や認知症の不安に備えて、 支払い手続きの手続代理人 をあらかじめ指定できます。 (4親等以内の親族、弁護士、司法書士、税理士をご指定いただけます。) ●毎月の生活費等の受け取り(毎月20万円まで)ができます。年1回増額(20万円まで)が可能です。 ●上記以外に医療費、介護費、住居費、税金・社会保険料のお支払いができます。	つかう まもる
④ おもいやり承継機能 金額指定 承継先指定	ご相続発生後、遺産分割協議前に、 あらかじめご指定いただいた相続人の方等 に500万円までのご資金をスムーズにお支払いします。	つなぐ

※(出典)警察庁WEBサイト「特殊詐欺の被害状況」より。2018年は16,496件、総額約363.9億円の被害が発生しています。

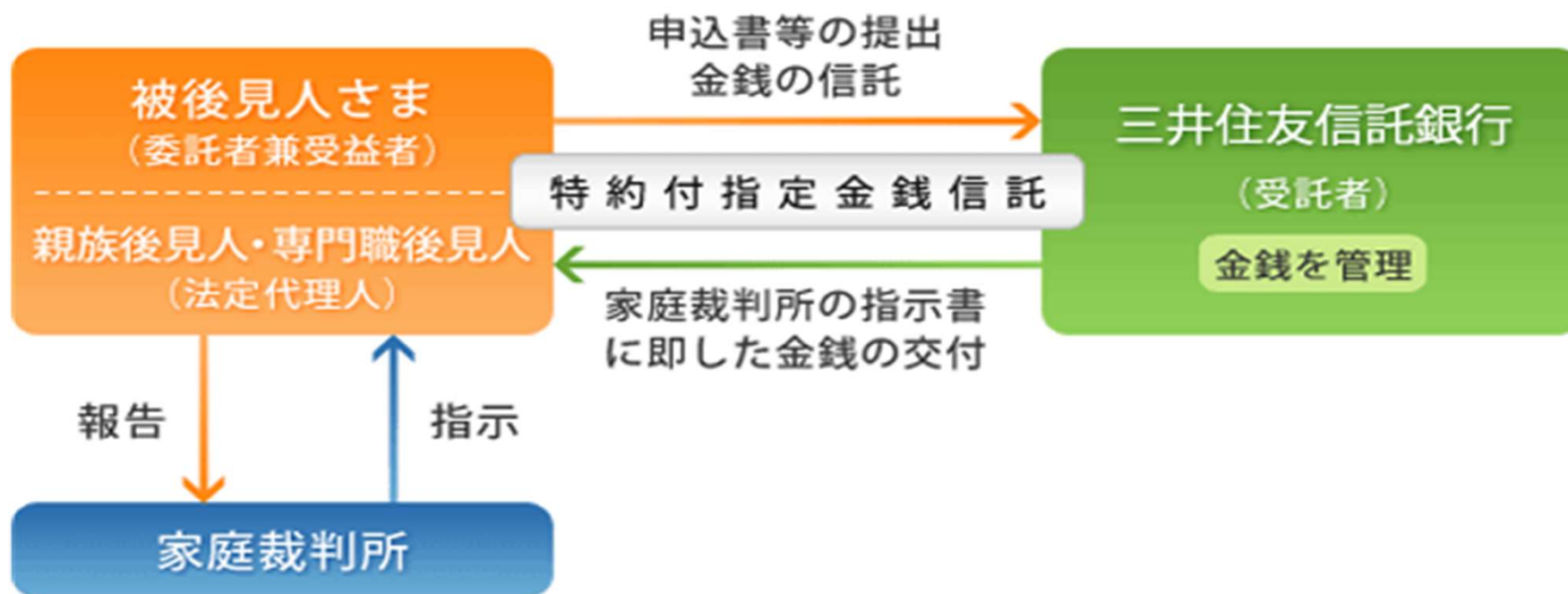
日々の暮らしの充実
や不安の解消に向
けた多様なサービス

意思能力減退に対応する仕組み②

「後見制度支援信託」とは、

後見制度を財産管理面で支援する信託です。被後見人が金銭を信託銀行等に信託し、被後見人の生活費用等、一定の目的に限定して払出を認めるものです。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われるため、家庭裁判所の関与のもとで安全に被後見人の預貯金等を保全することができます。



次世代への財産承継①（遺言信託）

「遺言信託」とは、

信託銀行が遺言書作成の相談から、遺言書の保管、そして、遺言の執行まで相続に関する手続きをお引き受けするものです。

遺言により、具体的な遺産の分割方法の指定に加え、公的機関や菩提寺などへの寄付なども行うことができます。

お客さまのご意思に沿って、さまざまな資産を次の世代へ確実に承継します。



次世代への財産承継②（遺言代用信託）

「遺言代用信託」とは、

相続が発生した際に、あらかじめ指定をした家族に、信託財産をお支払いする信託です。
通常、相続手続を経なければ、被相続人の資産の出金等はできないものの、本信託を活用することで、当面の必要資金や葬儀費用等、万一の際にすぐに使える資金を備えておくことができます。

